

# ベース・レジストリと制度的課題

## ー 今後の取組方針（案）について ー

2024年3月22日

# デジタル庁

# 本日議論いただきたいこと

## 背景：

これまでの検討会（デジタル臨時行政調査会、同作業部会、デジタル関係制度改革検討会等）での議論を踏まえ、第213回国会に法案を提出させていただいたところ。

## 本日議論いただきたい課題：

本日は、提出法案について報告させていただくとともに、これまでの議論を踏まえた**今後の取組方針案**について議論いただきたい。

# — デジタル庁提出法案について

# デジタル社会形成基本法等の一部改正法案

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

- 少子高齢化の中で、限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、**国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化**を図るためには、デジタルファースト（デジタルによる手続完結）に加え、行政機関等が円滑な**データ連携**を行い、手続において**一度限りの情報提出**（ワンスオンリー）とすることや**複数の手続が一カ所で実現**（コネクテッド・ワンストップ）できる環境の整備が必要。
- 円滑なデータ連携を促進する観点等から、**行政機関等が保有するデータの品質の確保**を徹底していくことが必要。
- あわせて、円滑なデータ連携の前提である**本人確認**を簡易に行う仕組みである**マイナンバーカードの利便性向上**を図ることが必要。

## データの品質確保（デジタル社会形成基本法）

【公布日施行】

- ・基本方針において、**情報システムや公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）**に関して、データの内容を正確かつ最新に保つこと等の**データの品質の確保のための措置を講ずる旨**を規定。【第34条】
- ・重点計画の記載事項に「**データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策**」を追加。【第39条】

## 国によるデータベースの整備やデータ連携の促進

（デジタル手続法）

【1年3月以内施行】

- ・情報システム整備計画において、システム間の迅速かつ的確なデータ連携のため、**データの品質の確保の措置**について定める旨を規定。【第4条】
- ・政府は「**公的基礎情報データベース整備改善計画**」を作成し、**国の行政機関等は計画に従って整備等を行う旨**を規定。【第19条・第20条】
- ・他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る登記事項（名称、所在地等）について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、**当該変更届出が行われたものとみなし、変更届出を不要とする**。【第12条～第14条】
- ・国の行政機関等は、公的基礎情報データベースの整備等に関し、**国立印刷局及び情報処理推進機構に対し、必要な協力を求めることができるものとする**。【第20条】

## データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化

（独立行政法人国立印刷局法）

【1年3月以内施行】

（情報処理の促進に関する法律）

【1年3月以内施行】

- ・国の**公的基礎情報データベース**を効果的に整備する観点から、**国立印刷局の業務に、委託を受けて行うデータの加工等の業務を追加**。【第11条】
- ・関係業務の主務大臣に、**内閣総理大臣（デジタル大臣）**を追加。【第21条】

- ・データ連携促進等の観点から、**情報処理推進機構（IPA）の業務に、国の行政機関等のシステムに関するデータ標準化に係る基準の作成等の業務を追加**。【第51条】
- ・関係業務の主務大臣に、**内閣総理大臣（デジタル大臣）**を追加。【第57条】

## マイナンバー・マイナンバーカードに係る措置

（マイナンバー法）

### 特定個人情報の正確性の確保

【公布日施行】

- ・マイナンバー情報総点検を踏まえ、マイナンバーと個人情報の紐付け誤りの再発防止を図るべく、**デジタル庁（内閣総理大臣）が特定個人情報の正確性の確保のための必要な支援を行う旨**を規定。【第6条の2】

### 次期マイナンバーカードの導入に必要な措置

【5年以内施行】

- ・次期マイナンバーカードの導入にあたり、同カードの電磁的記録事項として「性別」は残した上で、券面記載事項から「性別」を削除する等の措置を講ずる。【第2条・第16条】

### マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置

【1年以内施行】

- ・スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける。【第2条・第16条・第18条の2～第18条の4】

※上記のほか、マイナンバー法において、表現の適正化のための所要の改正を行う。【別表等】

# 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備・改善の推進に関する施策

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）の改正、公布の日から起算して1年3月以内で政令で定める日施行）

## 公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進

### 趣旨

- 手続のワンスオンリー（情報の提出は一度限りとすること）を実現するために、法人等に関する正確かつ標準に適合したデータを「公的基礎情報データベース」として整備し、行政機関間で情報連携すること等が必要。
- 政府が公的基礎情報データベースを整備・改善するための計画を策定し、国の行政機関等はそれに従い整備等を行うこととする。

### 公的基礎情報データベース整備改善計画の創設

- 政府は公的基礎情報データベースの整備・改善に関する計画を作成しなければならない旨を規定。

#### 【法定記載事項】

①計画期間、②整備・改善の基本方針、③整備・改善の内容及び実施時期、④データベースを構成するデータの品質の確保に関する事項、⑤国立印刷局・情報処理推進機構（IPA）の役割等

### 計画に関する行政機関等の責務

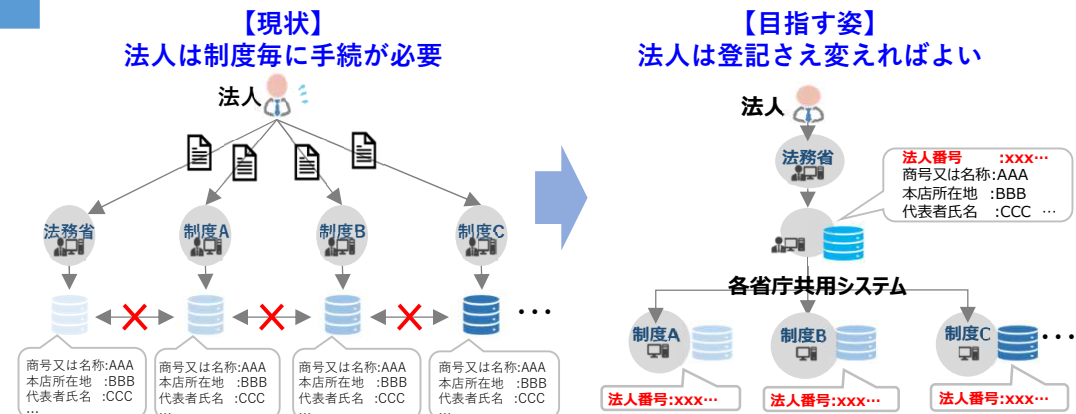
- 国の行政機関等は、計画に従って、公的基礎情報データベースの整備等を行わなければならない旨を規定。
- 国の行政機関等は、国立印刷局又はIPAに対し、データベースの整備及び改善に関し、必要な協力を求めることができる旨を規定。

【想定されるベース・レジストリの例】

商業登記・不動産登記関係DB、住所・所在地関係DB、行政事務標準文字DB 等

## 特定法人事項変更届出に関する特例の創設

- 法人に係る他の法令の規定により変更の届出を行わなければならない事項（名称、所在地等）について、法人が変更の登記を行い、行政機関等がデータ連携によって当該変更登記に係るデータを入手した場合は、当該事項に関する変更届出がなされたものとみなす旨を規定し、届出は不要とする。



# 公的基礎情報データベースやシステム整備を効果的に行うための体制強化に係る措置

## 国立印刷局の体制整備

独立行政法人国立印刷局法の改正  
公布の日から起算して1年3月以内で政令で定める日施行

### 改正の趣旨

- 国立印刷局は、官報事業を通じ、データベース（DB）の運用事務に必須である、文字データの取扱いや多様な機関のデータを正確・迅速・確実に編集できる強みを有する。
- データベースの整備等を効果的に行うためには、同局がデータベースの運用事務を受託できるようにすることが必要。

### 改正内容

- 国立印刷局が、国の行政機関等から委託を受けて行うデータベースの運用事務（加工・記録・保存・提供）や、関連の協力業務を行えるよう、これらの業務を業務規定に追加。  
※これに伴い目的規定も改正
- 関係業務について、主務大臣に内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加。

## 情報処理推進機構（IPA）の体制整備

情報処理の促進に関する法律の改正  
公布の日から起算して1年3月以内で政令で定める日施行

### 改正の趣旨

- データ連携を推進していくためには、多様な主体が保有するデータについて、一定のデータ標準に準拠することでデータの相互運用性を確保することが必要。
- データ連携促進のためのデータ標準化に係る基準の作成等を、IPAが行うことができるようにすることが必要。

### 改正内容

- IPAが、公共分野・準公共分野（教育、防災等）の情報システム整備に関し、データ標準化に係る基準の作成やその他協力業務を行えるよう、これらの業務を業務規定に追加。
- また、公的基礎情報データベースに係る協力業務を追加。
- 関係業務について、主務大臣に内閣総理大臣（デジタル大臣）を追加。

## 公的基礎情報データベース整備改善計画

整備義務

国の行政機関等

委託

国立印刷局

### 【委託を想定するDB】

#### ・住所・所在地関係DB

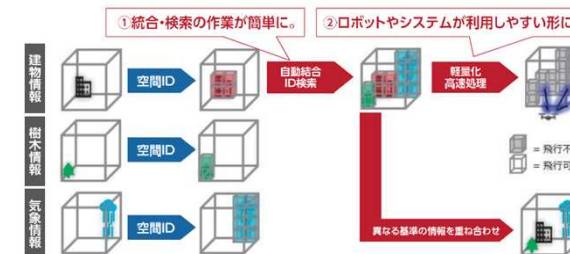
※行政機関等や民間事業者に提供するために自治体等から提供を受けたデータの加工・提供等の事務

#### ・商業登記・不動産登記関係DB

※行政機関等に提供するために法務省から提供を受けたデータの加工・提供等の事務

### 【想定するデータ標準の例】

#### ・空間ID（ドローン等の活用を促進するための標準）



※特定の空間領域を一意に識別するための識別子として、3次元空間を格子状に分割した直方体を用いて記述するためのルール

# — 今後想定される対応方針について

# 公的基礎情報データベース整備改善計画 イメージ

## 公的基礎情報データベース整備改善計画

- **商業登記・不動産登記関係DB**や**住所・所在地関係DB**等の個別の公的基礎情報データベースについて、政策目的、**整備改善の内容、工程表、データの提供先等**について、「公的基礎情報データベース整備改善計画」として閣議決定した上で、計画的かつ総合的に取組を実施。

### 計画記載事項

- ①計画期間
- ②整備・改善の基本方針
- ③整備・改善の内容及び実施時期
- ④データベースを構成するデータの品質の確保に関する事項
- ⑤国立印刷局・情報処理推進機構（IPA）の役割 等

### 記載イメージ

#### 【商業登記・不動産登記関係データベース】

##### 1. 国民の利便性向上に資する取組

- ……

##### 2. 行政運営の改善に資する取組

- ……

#### 【住所・所在地関係データベース】

- ……

#### 【……………データベース】

- ……

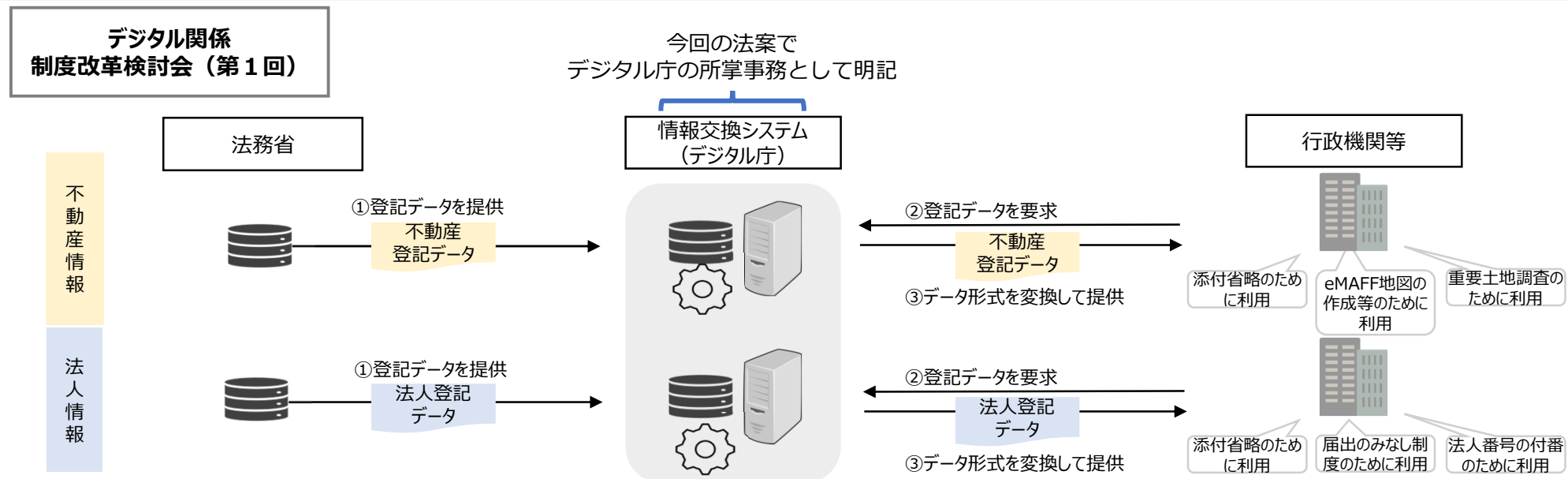
#### 【国立印刷局の役割】

- （印刷局が実施する業務） ……



# ① 商業登記・不動産登記関係DB（法人・不動産ベース・レジストリ）

- 改正法案では、デジタル臨時行政調査会作業部会（第21回）やデジタル関係制度改革検討会（第1回）における**法務省・デジタル庁の役割分担に基づき、所掌を定めている**。具体的なシステムについては、**今後アーキテクチャを決定し、整備を検討する**。
- なお、法務省・デジタル庁における個人情報保護法の整理（利用目的の変更・特定）については、同検討会において、「閣議決定によって確定した内容に基づき、登記データを提供する趣旨を明確化する方向で検討」することとしていた。法案成立後においては、**具体的な利用目的の変更・特定の内容については、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（閣議決定）により確定した内容に基づき、登記データを提供する趣旨を明確化する方向で検討する**。



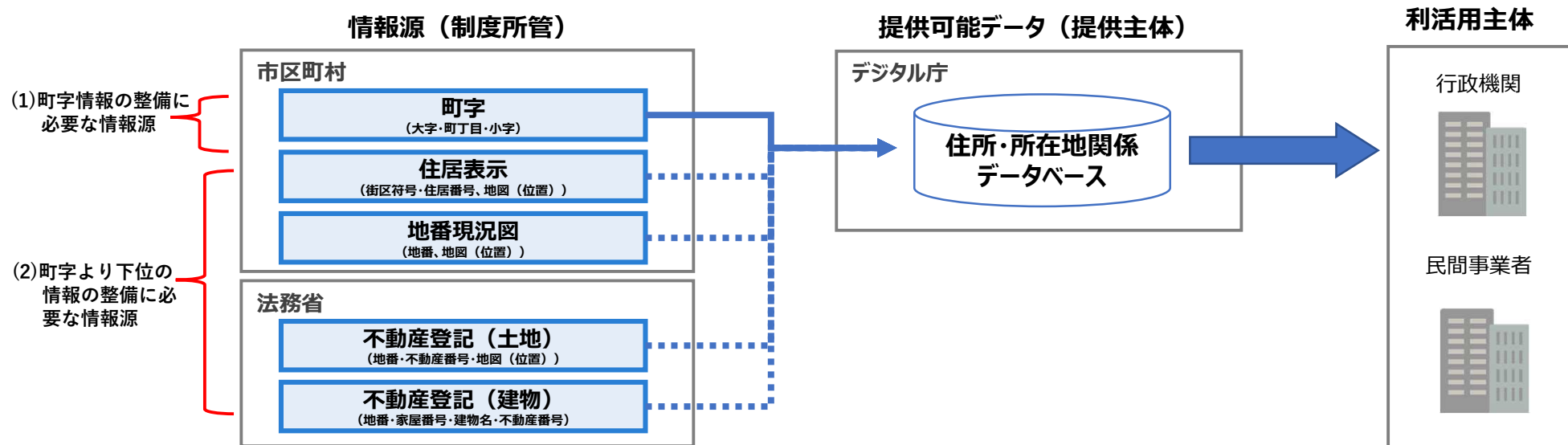
## ②住所・所在地関係DB（アドレス・ベース・レジストリ）

### （１）町字情報の整備

- R6年度中に、総務省等の関係省庁と連携し、自治体から情報を収集してデータベースの整備を実施。
- R7年度以降は、総務省等の関係省庁と連携し、データを最新に保つために自治体から更新情報を随時収集するとともに、行政機関等が整備するシステムにおいて当該データベースの町字情報を参照するよう利用促進を図る。

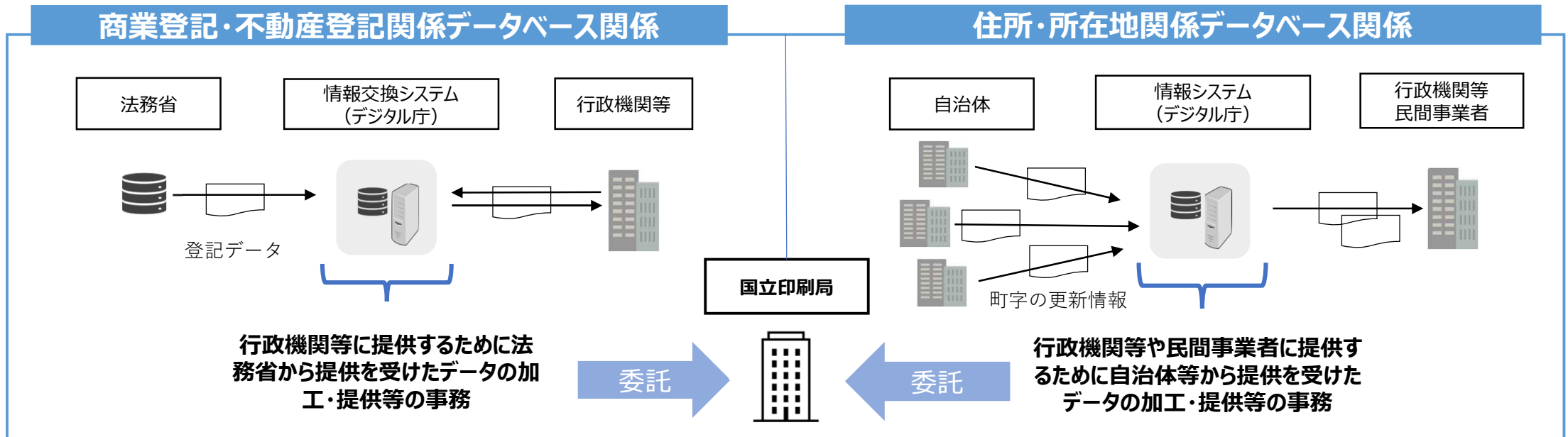
### （２）町字より下位の情報の整備の検討等

- 住居番号、地番等については、日々相当数のデータが更新されているところ、アナログ業務を前提に、自治体から町字より下位の情報を収集・統合することは困難であることから、システム整備の在り方を検討することとし、実態調査を実施中。調査結果を踏まえ、今後の整備方針を検討していく。



# 国立印刷局に委託を想定する業務案

- 国立印刷局について、これまで官民多様な主体から提供された法令、会社公告等の情報について正確かつ確実にデータクレンジングを行い、BCP 対応を構築した上で、安定的に事業を実施してきたノウハウと実績を活かし、今回の改正法案においては、公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供に係る業務を追加しているところ。
- 具体的には、商業登記・不動産登記関係データベースや、住所・所在地関係データベースに関する事務について、委託を想定している。

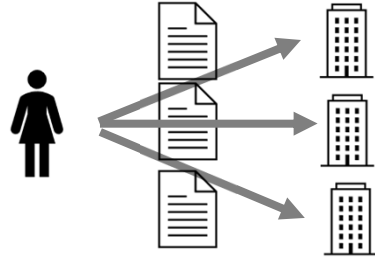


# 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備の効果 （商業登記・不動産登記関係データベースの例）

## 許認可等を受けている法人が名称や所在地等を変更した場合

### これまでは何度も手続

- ・名称、所在地等を変更したとき、登記に加え、様々な許認可、届出、認定制度等で届出が必要



### 今後は手続は一度のみ

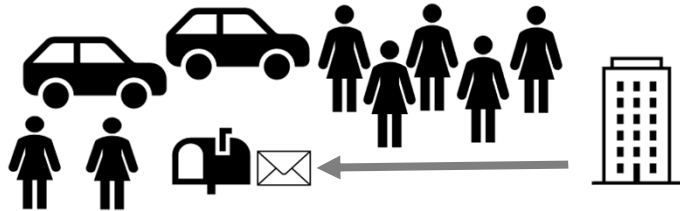
- ・登記を一度変更すれば足りる（他の行政機関は、データ連携で情報入手）



## 国民や行政職員が手続や事務処理のために不動産登記事項証明書を必要とする場合

### これまでは書類の取得が必要

- ・国民は手続に添付する書類（登記事項証明書）を取得
- ・行政職員も登記事項の確認のために書類を取得



### 今後は書類の取得は不要

- ・行政職員が登記情報をオンラインで確認することができるようになり、書類の添付が不要
- ・職員も国民も書類の取得が不要

